

3 敷地制限条例の適用を受ける地域はどこですか。

この条例で敷地の制限を受ける地域は、研究学園地区（2,696ha）のうち、用途地域が第2種低層住居専用地域（17ha）、第1種中高層住居専用地域（540ha）、第2種中高層住居専用地域（334ha）又は第2種住居地域（1681ha）に指定された地域です。（近隣商業及び商業地域は適用されません。）

4 敷地制限条例で規制される内容はどのようなものですか。

建築物を建てる場合には、その敷地面積が、165㎡以上でなければなりません。（ただし、旧県条例において昭和56年4月1日前に、165㎡に満たない土地について権利を有する人が届出をした土地は、将来にわたり建築することができます。）

この敷地規模は、敷地の植栽、駐車スペース、日照、相隣関係、防災等を考慮し、できるだけゆとりのある生活環境を保ち、反面、必要以上の規制とならないよう十分配慮をして定めたものです。

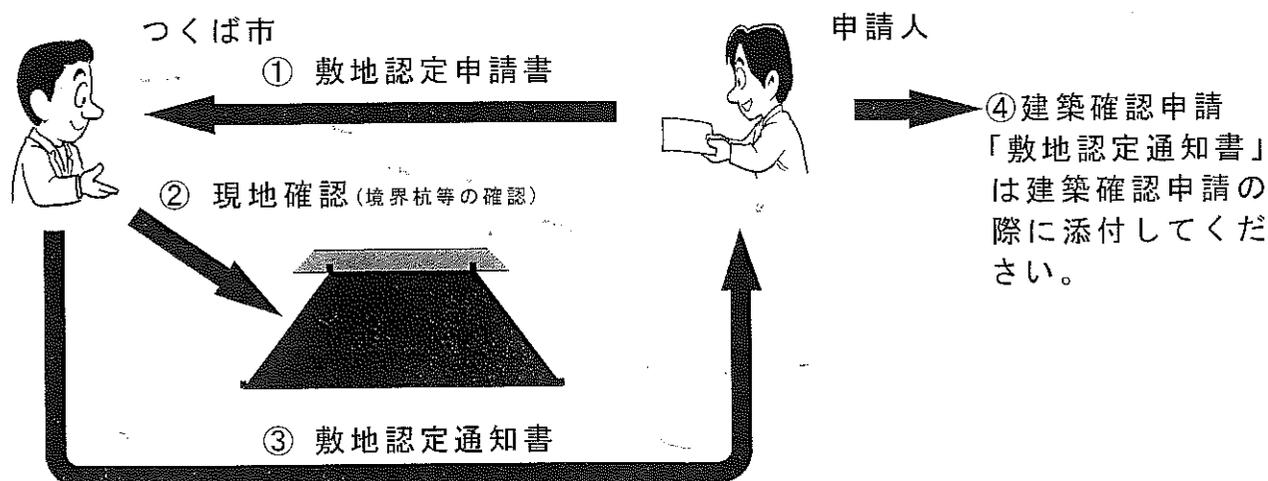
また、建築物を建築しようとする人は、敷地が165㎡以上あることの認定を受けて下さい。（敷地認定）

敷地の大きさは165㎡以上で

5 敷地認定申請はどのように行えばよいのですか。

敷地認定の手続は、敷地認定申請書をつくば市役所建築指導課に提出して行います。認定申請書の様式は規則できめられており、これに付近見取図、敷地平面図、敷地面積計算書（又は、地積測量図）、土地登記簿謄本（原本）及び公図の写しなどの添付が必要になります。

現地においては、申請した敷地の位置がわかるよう境界杭などを設置してください。



お問い合わせ先 つくば市都市建設部建築指導課
つくば市北条5060番地
電話 029-836-1111 (代表)

平成15年4月作成